

随意契約理由書

1 案件名称

関目小学校プールろ過設備改修工事

2 契約の相手方

光伸（株）

3 随意契約理由

本工事は、設備老朽化のため、大阪市立関目小学校の水泳プール浄化を行う、ろ過設備を改修するものである。

当該機器については、ミウラ化学装置（株）が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、ミウラ化学装置（株）から保守、修理を移管されている光伸（株）のみであることから、同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9063）

随意契約理由書

1 案件名称

古市小学校プールろ過設備改修工事

2 契約の相手方

光伸（株）

3 随意契約理由

本工事は、設備老朽化のため、大阪市立古市小学校の水泳プール浄化を行う、ろ過設備を改修するものである。

当該機器については、ミウラ化学装置（株）が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、ミウラ化学装置（株）から保守、修理を移管されている光伸（株）のみであることから、同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9063）

随意契約理由書

1 案件名称

小路小学校プールろ過設備改修工事

2 契約の相手方

光伸（株）

3 随意契約理由

本工事は、設備老朽化のため、大阪市立小路小学校の水泳プール浄化を行う、ろ過設備を改修するものである。

当該機器については、ミウラ化学装置（株）が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、ミウラ化学装置（株）から保守、修理を移管されている光伸（株）のみであることから、同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9063）

随意契約理由書

1 案件名称

大道南小学校プールろ過設備改修工事

2 契約の相手方

光伸（株）

3 随意契約理由

本工事は、設備老朽化のため、大阪市立大道南小学校の水泳プール浄化を行う、ろ過設備を改修するものである。

当該機器については、ミウラ化学装置（株）が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、ミウラ化学装置（株）から保守、修理を移管されている光伸（株）のみであることから、同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9063）